

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.12

内閣府

補助金等

(開始年度)平成24年度

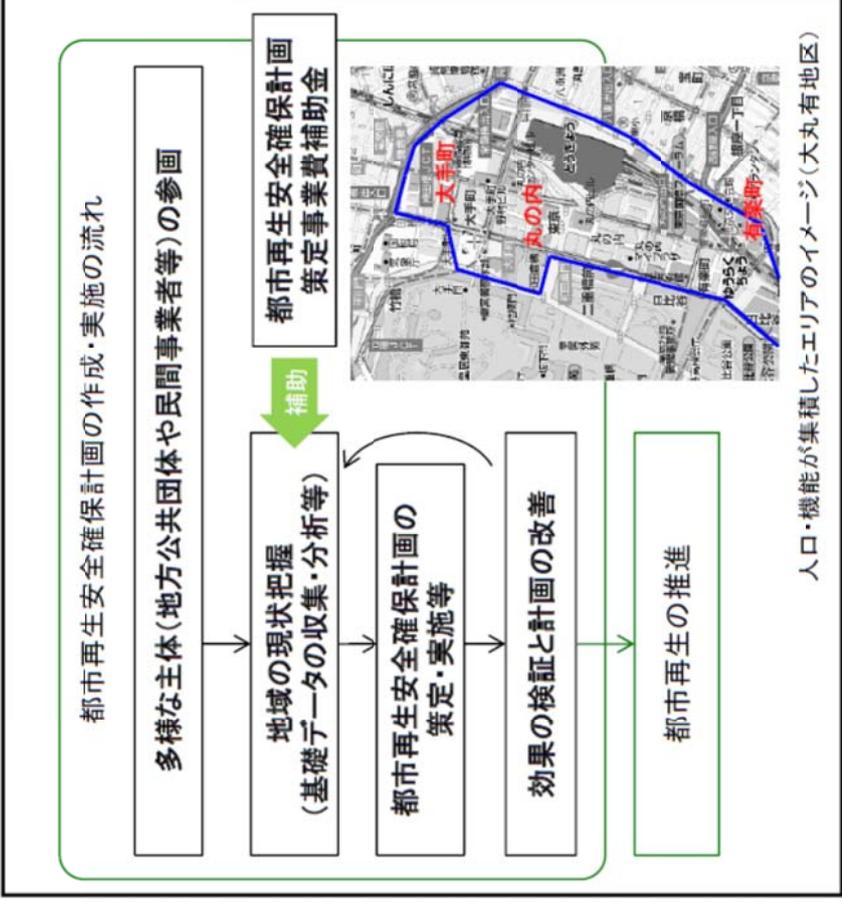
支援の名称	都市再生安全確保計画の作成に係る 必要な基礎データの収集・分析等の支援 (都市再生安全確保計画策定事業)
制度の 趣旨・背景	<p>国、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めています。</p> <p>本施策では、都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等を支援する補助制度により、都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図ります。</p>
制度の 内容	<p>■補助率 1/2</p> <p>■対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の滞在人口の推計 ・地域内の建築物の耐震性能に係るデータの収集・分析 ・ライフラインの防災性能に係るデータの収集・分析 ・地域内の退避場所に係る現況調査 ・地域内の退避施設に係る現況調査 ・退避者の退避行動シミュレーション ・退避経路の安全性の検証 ・退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析 ・その他都市再生安全確保計画の作成に必要なデータの収集・分析等 <p>■対象地域 都市再生緊急整備地域</p>
対象と なる方	地方公共団体のほか、鉄道事業者などの民間事業者
問い合わせ 先など	<p>内閣府地方創生推進室 TEL：03-6206-6175</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画制度について https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkak_uho/index.html

都市再生安全確保計画策定事業費補助金

○都市再生緊急整備地域において、地方公共団体や民間事業者等の調査に対して、支援を行う。

事業概要・目的

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、人口・機能が集積する大規模災害時、駅周辺において大規模災害を講じ、滞留・帰宅困難者の被害を抑制、都市の経済活動の継続を目的として、都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画制度を創設（平成24年度改正）。
- 本制度は、都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急協議会が、首都直下地震等の大規模災害に備え、エリア全体の視点を盛り込んだ計画を作成し、計画に基づき事業等を実施するもの。
- 計画の作成に当たっては、発災時の滞在者等の行動、機能集積の状況、インフラ及び建築物等の状況などを詳細に把握するとともに、公共・公益的空間への受入環境の整備（事業者等関係相互の連携等）が必要となる。
- このため、本経費により、都市再生緊急整備地域において、基礎データの収集・分析等に要する費用に対して補助を行い、計画の作成等を支援するもの。



資金の流れ



期待される効果

○大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制及び立地企業の業務継続性の確保が図られるとともに、都市再生が推進される。